

八王子市景観審議会専門部会設置要綱

平成 24 年 3 月 1 日施行

改正 平成 25 年 8 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子市景観条例施行規則（以下「規則」という。）第 40 条の規定に基づき、八王子市景観条例（平成 23 年八王子市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 33 条第 4 項に規定する八王子市景観審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(専門部会の設置)

第 3 条 市長は、条例第 31 条に規定する八王子市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で必要があると認めるときは、条例第 33 条第 4 項に基づき、専門部会を設置する。

第 4 条 専門部会の名称は、所掌事項が明確に表されるよう定めるものとする。

(専門部会の所掌事項)

第 5 条 市長は、次に掲げる事項について専門的に調査審議するための専門部会を設置することができる。

- (1) 条例第 11 条並びに第 12 条に規定する届出及び条例第 15 条に規定する事前協議、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項に規定する通知があった行為のうち、必要と認めるものの協議及び審査に関する事項
- (2) 法及び条例に基づく景観計画の運用に係る制度のあり方に関する事項
- (3) 条例第 34 条に規定する景観アドバイザーとの連携に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか、審議会が必要と認める事項

(専門部会の委員)

第 6 条 専門部会の委員には、当該専門部会の所掌事項に応じて審議会が適任であると認める審議会委員をあてるものとする。

(専門部会の公開)

第 7 条 専門部会は原則非公開とする。調査審議結果を審議会に報告する場合は、「会議の効果に関する指針（平成 13 年 2 月 5 日市長決裁）」の「第 5 非公開事項」に該当する事項を伏せて報告するものとする。

(報酬)

第8条 専門部会の委員報酬は、審議会の報酬に準ずる。

(専門部会の庶務)

第9条 専門部会の庶務は、まちなみ整備部まちなみ景観課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。